

令和7年（フ）第4604号

大阪府東大阪市小若江3丁目3番1号
破産者 株式会社デンコープラス
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6590号

大阪市福島区福島2丁目10番19号322号室
破産者 Quality Life株式会社
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第89号

大阪府吹田市五月が丘南31番10号
破産者 株式会社マナーズホーム
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第263号

大阪市都島区毛馬町1丁目5番9-102号
破産者 株式会社松田商店
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2205号

大阪市浪速区桜川1丁目2番4号
破産者 一粒プロジェクト株式会社
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2206号

大阪府八尾市田井中3丁目121
破産者 株式会社ブルースカイジャパン
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2736号

大阪市住吉区上住吉1丁目6番21号
破産者 株式会社ソフト・ファクトリー
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第494号

兵庫県明石市藤江980番地の8
破産者 株式会社e-home
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第121号

兵庫県姫路市大津区長松121番地の1
破産者 有限会社味よし食品
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和8年（フ）第247号

兵庫県姫路市広畑区西蒲田1697、商業登記簿上の本店所在地兵庫県姫路市書写879番地55
破産者 株式会社イーキュースリーデザインユニット
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（フ）第341号

福岡県久留米市本山1丁目9番15号 サンライズ上津Ⅱ202号、住民票上の住所福岡県久留米市三潅町西牟田6460番地67
破産者 塚本 真一
1 決定年月日 令和8年9月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年（フ）第219号

群馬県前橋市粕川町深津1397番地6
破産者 株式会社Be Brave
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第32号

千葉県松戸市二十世紀が丘萩町295番地 パレスリコー203号、前住所千葉県茂原市法目1271番地7
破産者 三嶋千代子
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年（フ）第40号

千葉県いすみ市岬町江場土2933番地2 1号棟
破産者 江澤 秀之
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年（フ）第26号

千葉県館山市沼1207番地
破産者 安田 雅行
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部破産係

令和8年（フ）第804号

東京都青梅市友田町1-822-1ル パラディ104号室、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿三丁目3番13号西新宿水間ビル2F
破産者 株式会社Grace Lily
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第805号

東京都青梅市友田町1丁目822番地の1ル パラディ104
破産者 河野 弥生
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第940号

東京都あきる野市牛沼107番地1 イーストスカイハイツ101号
破産者 熊谷 友和
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1159号

東京都八王子市西寺方町513番地5 ルーヴランス101号
破産者 酒井 珠凜
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第63号

石川県河北郡津幡町北中条4丁目29番地D YNER'S101
破産者 株式会社ウッドリメイク
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

令和8年（フ）第65号

金沢市松村6丁目132番地
破産者 株式会社大地
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部